

-厚生労働省-

労働保険の保険料の徴収額が過不足

1件	不当金額(収入)	5692万円
(前年度 1件)		1億9358万円

1 保険の概要

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」)及び雇用保険を総称するものである。保険料の算定に当たっては、事業主が実際に支払った賃金総額に基づいて算定することが原則となっているが、特例として、労災保険分の保険料の算定に当たり、請負による建設の事業等であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、工事の請負金額に労務費率を乗じて賃金総額を算定することとなっている。また、請負金額の算定に当たっては、工事開始日が平成27年4月1日以後の工事については、消費税等相当額を除くこととなっている。

労災保険の適用を受ける事業のうち、建設の事業等のように、事業の期間が予定される事業(以下「有期事業」)については、二つ以上の有期事業の事業主が同一人であり、それぞれの事業が一定規模以下であることなどの要件に該当する場合には、それぞれの有期事業を一括して一つの事業とみなすこととなっている(一つの事業とみなされる有期事業を「一括有期事業」)。

そして、一括有期事業に係る労災保険分の保険料の確定保険料申告書を提出する際には、一括有期事業に該当する全ての工事等の名称等を記載した一括有期事業報告書を併せて提出することとなっている。さらに、一括有期事業に該当する工事のうち請負金額に労務費率を乗じて賃金総額を算定するものについては、工事ごとの請負金額等を一括有期事業報告書に記載することとなっている。

(注1) 労務費率 工事の請負金額に占める賃金総額の割合として、事業の種類ごとに定められており、工事開始日が27年4月1日から30年3月31日までのものは最低18/100から最高40/100まで、30年4月1日から令和3年3月31日までのものは最低17/100から最高38/100までとなっている。

2 検査の結果

9労働局管内の742事業主を検査したところ、事業主が一括有期事業に係る労災保険分の保険料を算定するに当たり、一括有期事業に該当する工事の一部を一括有期事業報告書に記載しておらず、これらの工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき労災保険分の保険料を算定したり、消費税等相当額を除いた請負金額を一括有期事業報告書に記載すべきところ、消費税等相当額を含めた請負金額を一括有期事業報告書に記載して、この額に基づいて労災保険分の保険料を算定したりなどしている事態が見受けられた。

このため、742事業主のうち、9労働局管内の87事業主について労災保険分の保険料の徴収額が3998万円不足していたり、9労働局管内の43事業主について労災保険分の保険料の徴収額が1694万円過大になっていたりしていて、不当と認められる。

(注2) 9労働局 北海道、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、福岡各労働局

<事例>

神奈川労働局は、建設業を営む事業主Aから、元年度の労災保険分の保険料について、4工事(請負金額計2億8296万円)が元年度に終了した一括有期事業であるとして、4工事の請負金額により算出された賃金総額に基づいて労災保険分の保険料を88万円と算定した確定保険料申告書、一括有期事業報告書等の提出を受けて、これに基づき当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、上記4工事のほかに一括有期事業に該当する6工事(請負金額計4億1480万円)が元年度に終了していたのに、これら6工事の請負金額を一括有期事業報告書に記載しておらず、これら6工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき労災保険分の保険料を算定するなどしていた。このため、労災保険分の保険料157万円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

労 働 局 名	本院の調査に 係る事業主数	徴収不足があつた事業主数 徴収過大があつた事業主数	徴 収 不 足 額 徴収過大額(△)
北 海 道	95	6 3	191万 △ 444万
埼 玉	57	8 4	551万 △ 46万
千 葉	60	13 5	721万 △ 196万
神 奈 川	84	11 4	551万 △ 194万
静 岡	71	4 1	148万 △ 12万
愛 知	88	7 3	113万 △ 37万
大 阪	94	18 17	893万 △ 554万
兵 庫	96	12 3	397万 △ 55万
福 岡	97	8 3	429万 △ 153万
計 9 労 働 局	742	87 43	3998万 △ 1694万